

山梨県公報

第二千八百二号

平成三十年

六月二十五日

月 曜 日

目次

告示

- 保安林の指定の予定……………三四一
- 保安林の指定施業要件の変更予定(四件)……………三四一
- 平成三十年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日……………三四二

公告

- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………三四二
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………三四三
- 屋外広告物講習会の開催について……………三四四

告示

山梨県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町福土字西根熊岳二八三五〇、二八三五一、二八三五二、万沢字松場一〇四三六、字松林九六五一、字大久保九九五九、九九五九の内一、九九五九の内二、九九六〇、九九六一、九九六一の内一、九九六一の内二
- 二 指定の目的 干害の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上野原市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡道志村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡忍野村（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北都留郡小菅村（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百号

平成三十年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）附則第二項の知事が指定する日は、平成三十年六月二十五日から同年七月十日までの日及び同年九月十日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十日にあっては午後五時前に、同年九月十日にあっては午後五時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町田野字門井沢七八五の一	平山光雄

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年五月二十八日山梨県告示第四百四十一号
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
道志村字峠ノ沢二二七五の二	小島登美、湯川義信、佐藤哉、湯川修、佐藤一教、佐藤浩一郎、湯川静男、佐藤平治、出羽栄明、佐藤秀男、佐藤博盛

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年五月二十八日山梨県告示第四百四十二号
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社 フォレストモール 代表取締役 多田直樹	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 (仮称) フォレストモール甲斐竜王
 - (二) 所在地 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原千七百十四番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社アマノ 代表取締役 天野晴夫	山梨県甲斐市篠原千四百三十三

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十一年二月十四日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 五千二十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二百六十四台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 七十台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 百七十九平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 五十二立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 二箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 平成三十年六月十三日
 - 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 - 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十月二十五日まで

● 屋外広告物講習会の開催について
山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

平成三十年六月二十五日

山梨県知事 後 藤

齋

一 開催日時 平成三十年九月二十一日（金）午前九時十分

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

二 開催場所 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館イベントスペース（東面）

三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料 一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。なお、受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）

五 受講申込み受付期間 平成三十年七月二十三日（月）から九月七日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室（電話〇五五―二三三―一三二五）